

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和5(2023)年度第2回みよし市男女共同参画審議会		
開催日時	令和5(2023)年10月24日(火) 午前10時から午前11時45分まで		
開催場所	みよし市役所3階 研修室4, 5		
出席者	<p>(会長) 松脇 昌美 (東海学園大学経営学部教授) (副会長) 小嶋 光典 (みよし市区長会代表(三好下行政区区長)) (委員) 西條 かすみ (みよし市小中学校校長会代表 (南部小学校校長)) 野口 尚子 (みよし市社会教育委員会委員) 宇賀神 光行 (みよし市民生児童委員協議会副会長) 湊 裕 (連合愛知豊田地域協議会事務局長) 小野田 真里子 (JAあいち豊田女性部三好支部長) 酒井 直美 (みよし商工会女性部副部長) 宮代 カレン (在住外国人 (三好丘桜)) 土居 将伸 (市民委員) 〔欠席委員〕 なし</p> <p>(事務局) 深谷総務部長、小野田総務部次長、瀧元協働推進課長、伊豆原協働推進課副主幹、竹下協働推進課主査</p> <p>傍聴者 0名 欠席者 0名</p>		
次回開催予定日	令和6(2024)年1月下旬から令和6(2024)年2月上旬		
問合せ先	協働推進課 担当者名 伊豆原、竹下 電話 0561-32-8025 ファクシミリ 0561-32-2165 メール kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録全文 ・ 議事録要約 	要約した理由	—
審議経過	<p>【瀧元課長】 それでは皆さんおはようございます。本日は大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻より少し前ではありますが、委員の皆様全員がお集りいただきましたので、ただいまより「令和5(2023)年度第2回みよし市男女共同参画審議会」を開催いたします。 開会にあたりまして最初に礼の交換をしたいと存じます。恐れ入りますが御起立をお願いします。 『一同、礼』</p>		

【委員一同】

よろしく申し上げます。

【瀧元課長】

御着席ください。

本日の会議は、みよし市男女共同参画推進条例第18条の規定に基づきまして開催される会議です。また、みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱第6条の規定により、会議の全部を公開しておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。本日、傍聴される方はいらっしゃいませんので、どうぞよろしく申し上げます。それでは最初に深谷総務部長より御挨拶を申し上げます。

【総務部長】

皆さま、改めましておはようございます。総務部長の深谷でございます。本日は皆さま御多用の中、第2回みよし市男女共同参画審議会に御出席を賜り誠にありがとうございます。6月に開催しました第1回の審議会では、プランの策定の趣旨、プランの性格・位置づけ、事前に行いましたアンケート結果から見えてきた課題などについて説明をさせていただき、それぞれ御意見を頂戴したところでございます。その後、庁舎内の改定調整委員会を経まして、本日の審議会では改定プランの原稿案を提案させていただいているところでございます。その中では基本目標ごとの成果目標、またそれぞれの具体的な施策及びその指標の目標値等も設定しております。本日、委員の皆様から御意見を頂戴し、それを反映させたものをパブリックコメントにかけてまいりたいと思いますので、是非忌憚のない御意見を頂きますようお願い申し上げます。本日はよろしく申し上げます。

【瀧元課長】

つづきまして、松協会長よりひとこと御挨拶をお願い致します。

【松協会長】

おはようございます。松協です。本日もよろしくようお願いいたします。先程部長からお話がありましたように、どのような御意見でもお伺いできればと思います。活発に御発言いただければと思います。よろしくようお願いいたします。

【瀧元課長】

ありがとうございました。なお本日の会議につきましては、みよし男女共同参画プラン「パートナー」の改定業務委託の受託事業者である「株式会社サーベイリサーチセンター」の担当者の方にも同席いただいておりますので、よろしくようお願いいたします。

【瀧元課長】

それでは、議事に移らせていただきます。

なお、本日の会議につきましては、会場等の都合により、正午までには会議を終了できたらと考えておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

また、みよし市男女共同参画審議会要綱第4条第1項により、会長に議事の取り回しの方をしていただくことになっておりますので、以後

の会議の取り回しについて、松協会長にお願いしたいと思います。

【松協会長】

それでは会議に入ります前に、会議の成立の報告をします。
本日の出席委員は10名で、審議会定数の2分の1以上の出席であり、要綱第4条第2項の規定により、本会議は成立しておりますので、報告いたします。

【松協会長】

それでは「議題：改定プラン原稿案について」事務局より説明をお願い致します。

2 議 題

改定プラン原稿案について

【事務局】

初めに資料の訂正事項がありましたので、お伝えさせていただきます。
次第の日時が10月24日(月)となっていました、10月24(火)です、訂正させていただきます。

資料1の35ページ、一番下の表の35、父親参加型イベント・講座の参加人数について、現状値・目標値が14回、20回となっておりますが、単位が回ではなく人でしたので、訂正させていただきます。

それでは、内容について御説明させていただきます。時間も限られておりますので、主に現行プランからの変更点について御説明させていただきます。

また、第1回の審議会でも説明させていただいた部分については、簡単な紹介程度とさせていただきます。

資料1、「第1章プランの策定にあたって」については、前回の会議で御説明させていただいたプランの趣旨、位置づけ、推進期間等に加え、4ページに国が示す男女共同参画の基本計画のポイントを、5ページに本計画とSDGsの位置づけについて掲載をしております。

また、6ページには、世界経済フォーラムが発表しているジェンダーギャップ指数について掲載をしております。ジェンダーギャップ指数につきましては、政治・経済・教育・健康の4つの分野において、各国の男女格差の大きさを数値化したもので、日本は対象国146か国中125位と低い水準にあることがわかります。

続きまして「第2章みよし市の現状」については、各種統計に加え、12ページから19ページに記載のある、前回の会議で御説明させていただきました昨年度実施したアンケート調査における6つの主要な課題について掲載をさせていただいております。

また、21ページにアンケート調査に基づく6つの課題に対する取り組みを本プランにおける重点事項として位置づけております。

- 1つ目は、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発
- 2つ目に政策・方針決定過程への女性の参画の拡大／女性の就労継続環境の整備
- 3つ目に男性が仕事と家庭を両立することができる環境の整備
- 4つ目にDV被害の防止や被害者支援の継続
- 5つ目に女性の視点からの防災対策の充実

最後に性の多様性を認め合う社会の実現 という6つの項目を重点事項としております。

重点項目については、プランの体系に位置づけることとし、第3章のプラン体系及び第4章のプランの内容の中で印をつけて表現しております。

「第3章プランの基本的な考え方」についてですが、23ページでは本プランの基本的な理念として、現行プラン同様、目指す将来像と基本理念を記載しております。

また、24ページ、25ページでは改定プランの体系図を掲載しております。体系図につきましては、資料2の1ページで現行プランと改定プランの比較表を作成しておりますので、こちらを御覧いただければと思います。

現行プランからの変更点につきまして、まず、赤字と青字になっているところが変更点になっております。青字が現行プランからなくなる部分、赤字が新設又は変更する部分になります。まず1点目として右側次期プランの基本目標Ⅱの1、「政策方針決定の場における男女共同参画の推進」について、国の基本計画にも記載があるため、新設しています。また、その方針内に、新たに「女性の人材育成」という施策の方向を追加しております。

続いて、左側現行プラン内、基本目標Ⅱの1、「協働によるまちづくりの推進」の方針については、「地域活動における男女共同参画の推進」に統合することとしました。

左側現行プランの基本目標Ⅱの2の2、「環境分野における男女共同参画の推進」の施策の方向につきましては、改定プランの基本目標2の2の1、「政策・方針決定の場への参画」に併合しました。

左側現行プランの基本目標Ⅲの2の3、「母性の保護」については、右側改定プランの基本目標Ⅲの1の3「各種相談事業の実施」と併合しました。

左側現行プランの基本目標Ⅲの3、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」については、性の多様性の観点から、暴力が女性だけが被害にあうことではないため、「あらゆる暴力の根絶」に変更しました。

次に、重点事項として取り上げた「女性の視点からの防災対策の充実」について、新たな方針として右側改定プランの基本目標Ⅲの4に「男女共同参画の視点からの防災対策の推進」を新設するとともに、重点事項の「性の多様性を認め合う社会の実現」については、性の多様性を啓発する活動の推進と昨年10月より開始したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知を図る「性の多様性に関する理解促進」と、人権尊重や多文化共生における男女共同参画の推進を図る「人権意識を養うさまざまな機会の創出」を新設する基本目標Ⅳ「多様性を認め合う社会づくり」に位置づけております。

資料1に戻っていただき、24ページ、25ページの体系においては、第2章で触れました重要項目について、方針の欄に★付数字として示させていただきました。

続きまして、次のページ、「第4章プランの内容」を御覧ください。こちらの内容につきましては、現行プランの施策の内容や指標に対して各担当課にヒアリングした上で、具体的施策や指標（数値目標）を記載しております。また、現行プランでは、成果目標や数値目標は別で章立てしてまとめて記載しておりましたが、改定プランでは指標がどの施策に対しての指標かわかりやすいよう、施策の直後に指標を記載

する形に変更しました。例えば、28ページの施策No.5、『「広報みよし」による啓発』に対する指標は、その下の指標の表5番「広報誌及びSNSへの男女共同参画に関する情報の掲載数」が対応しております。また、機構改革による所管課名等の変更に伴い、複数の所管課で担当する業務については、できる限り所管課ごとの表現にするように努めました。

プランの内容につきましても、現行プランと相違がある点について御説明します。

基本目標Ⅰ「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」では、まず、28ページの施策No.4,5については、SNS等の普及もあり、新たな情報発信の手段としてSNSやデジタルサイネージを追加しております。

29ページの施策No.7「男女平等意識を育む保育の実施」では、二つ目の○で示しました行政が発行する刊行物において、人権を尊重した表現に配慮するとともに、固定的な性別役割を助長する表現や性差別的な表現は使用しないように努める表現を追加しております。

次に、基本目標Ⅱ「誰もが自分らしい生活を実現できる環境づくり」では、31ページの施策No.15「審議会、委員会への女性の参画促進」で、現行のプランにありますが環境審議会や環境美化推進協議会の「環境分野における男女共同参画の推進」の施策と項目を統合させていただきました。

33ページの施策No.22「PTA活動への参加促進」については、現行プランでは父親のPTA活動への参加の促進に対し、改定案では、PTA活動を時代に即した活動にする工夫や取り組みを考えていく表現としました。

次の施策No.23「地域社会で支える子育て・介護の環境づくりの支援」については、新規の項目で、女性の社会進出を妨げる要因となる子育てや介護について、固定的な性別役割意識が強い高齢者の世代に就学前及び小中学校の児童生徒の教育に対し、教育委員会で進めるコミュニティスクール・地域学校協働活動を通じた活動やファミリーサポート事業を活用して関わりを持つ取り組みを行うことで、女性の社会進出の促進と高齢者の新たな生きがいを創出することにより、男女共同参画への促進を図っていきたいと考えております。

35ページの施策No.33「介護サービスなどに関する情報の提供」では、現行プランにある介護者の負担軽減に資する情報提供等を内容とする「家族介護交流事業の実施」及び「福祉サービスなどの情報提供」を統合しております。

36ページの施策No.42「農業の家族経営協定の推進」では、現行プランでは農業経営における女性の地位向上についての記載でしたが、新たなプランでは女性も含め家族全員が主体的に経営に参画でき、意欲と能力を発揮できる環境の整備についての記載にしております。

基本目標Ⅲ「誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり」では、40ページの施策No.50「健康づくり事業の推進」では、具体的な事業内容について、担当課ごとに記載することに変更しております。

No.53「リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の啓発」では、抽象的な表現から具体的な事業の記載に変更しました。

41ページの施策No.54「こどもの虐待防止の啓発」では、現行プラン

ンでは虐待防止の相談窓口の設置の内容でしたが、改定プランではこども家庭センターの設置及びこども家庭センターによる相談体制の整備に変更しました。

施策No.56「青少年の健全育成」では、具体的な事業内容について、担当課ごとに記載することにしました。

44ページの施策No.64「ひとり親家庭などにおける福祉サービスの充実及び相談事業の拡大」では、具体的な事業内容について、担当課ごとに記載することにしました。

45ページ、施策No.68「福祉総合支援センターの運営」については、現行プランでは福祉総合支援センターの設置に関する内容でしたが、改定プランでは福祉相談総合センターにおける重層的な支援についての記載としました。

46ページの施策No.70「外国人相談窓口の設置」では、具体的な事業内容について、担当課ごとに記載することにしました。

基本目標Ⅳ「多様性を認め合う社会づくり」では、49ページの施策No.82「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知」については、こちらは新規の項目になりますが、重点項目である「性の多様性を認め合う社会の実現」を図るための具体的な施策として新設をしました。

4章のプランの内容については以上です。今御説明しました内容につきましては、資料2の2ページ以降に変更点がまとめてありますので、そちらを見ていただければと思います。

また、次の「第5章プランの推進」では、プランの進行管理及び推進体制の整備・充実について記載しております。

説明は以上です。

【松脇会長】

ありがとうございました。ただ今の説明に関して、御質問や御意見がありましたらお願いします。

【野口委員】

今回の改定案を見せていただいて、すごく充実しているプランとなっていると感じました。2つお尋ねしたい点がございます。前回のプランの最後には資料としてみよし市の男女共同参画推進条例が載っていましたが、今回の最後には載っていないようです。例えば、23ページの基本理念にみよし市男女共同参画推進条例第3条を抜粋で載せているので、今回も資料として抜粋元があるといいのではないのでしょうか。今回は資料として載せるのか載せないのか教えてほしいです。

2点目としては、細かいことで私が違っていたら教えていただきたいのですが、資料1の48ページNo.76の施策の内容のところで「人権の意識啓発を高めるため」という表現があります。私が調べた限りでは啓発という言葉に高めるという言葉が含まれているという解釈もあるようですので、啓発を高めるというのがだぶってしまっていないでしょうか。

【事務局】

ありがとうございました、1点目の資料については、掲載する中身については検討しているところです。野口委員御指摘の条例は基本的な

内容となりますので、掲載する方向で考えております。また、他の関連資料も含めて有益な情報を載せていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2つ目の御指摘の「啓発」という表現については、啓発という言葉の中に「高める」という意味合いが含まれていると思いますので、表現についてはもう一度検討したいと思います。

【松協会長】

ありがとうございました。他にありますか。

【宇賀神委員】

この活動を何年かやってきてかなり成果もあります。でも成果のことはあまり強調していません。例えば、市議会議員に女性が立候補して全員当選しました。そういったことも地道な活動で一般市民に浸透したから選挙に立候補するようになった、立候補しようとする女性が増えたということにも効果があったのではないのでしょうか。努力の成果を最初の趣旨のところなど、もう少し載せた方がいいのではないのでしょうか。

もう1点は、成果目標はアンケート結果の数値からとっていると思いますが、それに関する説明がないので、出典はアンケートだということを記載した方が良いと思います。あと、6月に報告してもらった資料とすごくかけ離れているところがありましたが、これは意識的に変えたのですか。以上です。

【事務局】

ありがとうございました。1点目についてですが、良い成果は記載してはどうかということについては、ごもっともな御指摘だと思いますので、その点につきましては掲載を検討します。

成果目標の出典元についても掲載させていきたいと思います。また、目標値についても御指摘をいただきましたが、目標値については担当課から挙げられているということもありますし、総合計画や担当課が持っている計画との整合性もあります。また、この計画は10年という計画の長さからしても、直近の目標ではなく、長期的な視野に立って成果目標を検討してもらいたいところについては、各課にヒアリングをさせていただいて、再度掲載させていただいたところもあります。また、項目の中でもこれが成果目標として本当にふさわしいのかという項目も一部ありました。例えば、チラシを発行・配布したということは、手段であって目標ではないのではないかとということで、指標についても内容を見直して掲載させていただきました。

【宇賀神委員】

数値のところでは気になったのは、37ページの指標のNo.46の今回は令和4年の数値が二桁あったと思います。前は12社とかだったと思いますが、なぜ減ったのですか。

【事務局】

目標値である12社、3社と書かれている段の数値が異なっていますので、こちらで確認いたします。

【宇賀神委員】

そうすると令和15年度は令和4年度より増やすのですか。

【事務局】

現状の数値ですので、それより目標となる数値を記載したいと思います。ありがとうございます。

【松脇会長】

他に御意見よろしく申し上げます。

【土居委員】

資料ですが、A3で変更点を赤字で書いてくださって大変わかりやすかったです。ありがとうございます。資料を見た感想として、子育て支援というところに力を入れていただきたいと考えているところがあります。お手元に私からの提案や意見をA4にまとめた資料がございます。資料1の33～34ページのNo.23からNo.28にリンクする提案でございます。特に34ページのNo.26の「働きながら子どもを育てる男女を支援する」というところについて感じたことをまとめさせていただきました。資料を御説明する前に子育て支援というのは就学前、幼児とかそういう時が重点施策として入っているなど感じています。しかし、子育てをするのは、それ以降も小中高と続きます。その際にどうしても休まなければならない、または子どもをみられないタイミングが起きた時にさあ誰にお願いしようかとなった時に「ショートステイ里親制度」がいいのではないか思っております。A4の資料を御説明します。(1)本制度の導入提案の主旨 本制度は子育て世代が使える制度であり、親が仕事を休まずに働ける事を直接的に支援できます。①本制度をみよし市でも実施していただければ、子育て支援の選択肢が増えて仕事をする親が助かります。②子育て支援が充実すれば転入者も増え、市の人口増加で税収も増えて市の一層の活性化が期待できます。

(2)制度の概要 この制度は最大7日を限度に一時的に子どもを預かる制度で、18歳未満の子どもを預かることができます。これが非常に大きいです。預かる人(=里親)は一般市民です。里親は短期間なら預かっても良い市民が登録します。2021年から国が実施する自治体にすでに補助を出しています。愛知県では名古屋市、岡崎市、豊橋市等ですでにこの制度は実施されています。逆にこの制度が実施されていない自治体は子育て支援の選択肢が狭まっているということが言えます。支援依頼の流れとしては、①預ける場所がない→②役所に電話し依頼→③役所が里親登録者と調整して依頼者に返事連絡→④「里親支援専門相談員」に子どもを預けると、相談員が里親に子どもを送ってくれます。次に預ける時の1日あたりの値段です。世帯の収入状況によって価格が異なります。一時的に家庭での子育てが困難な場合(「出張」「病気」「出産」「看護」「災害」「冠婚葬祭)など、2歳未満の生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は1,100円、その他の世帯は5,350円でみてもらえます。2歳以上の生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は1,000円、その他の世帯は2,750円で面倒をみてもらうことが可能です。ショートステイ里親には手当が出ます。2歳未満は1日10,700円、2歳以上は1日5,500円の手当が出ます。なお、里親になるためには、数日の研修が必要で、一定の条件を満たす必要があります。次に課題ですが、里親登録世帯がまだまだ少ないです。ここからは私の意見ですが、以下のような独自施策で参加世帯を増やしてはどうでしょうか。①手当の増額、子育て費用実費手当の支給(例

えば、おむつ代、入浴手当、食事代手当、洗濯代等)。②広報、テレビ、回覧等で周知拡大し募集する。③隣接自治体と共同運営して里親世帯を増やす(豊田市、東郷町、日進市、刈谷市)。説明は以上ですが、子育てに困った時に、私前回の審議会で実際の審議の方々に参加して子育てを卒業されてから余裕がある方、経験がある高齢者等が色々なサポートして市民同士で助け合ってはどうかということを御提案申し上げましたが、実際に国が2021年からこういった制度をやっていることを知りました。他市でも実際にできているわけですから、みよし市でもこういった制度で子育て支援の幅を広げていただければどうかと思います。前回調べた中に大府市の方が実際マスコミ等でも子育て支援を紹介されまして、名古屋市近郊からそこに子育て世帯が転入するということも報道されています。少子高齢化、人口減少の中でやはり自治体を活性化していくという点において若い世代、若い子育て世代がこの市に喜んで入って来る、ここに住みたいと思える施策の大きなポイントの1つが私は子育ての支援だと思いますので、そういった点のみよし市の有意性を出されていってはどうかと思います。以上です。

【松脇会長】

貴重な御意見をありがとうございます。ただ、今回の会議の主旨とは少しずれるのかなと思います。もし御提案でしたら保育課に持って行っていただければと思います。今回はあくまでプランの改定についての質問ですので、その中身について質問いただければと思います。提案内容は素晴らしいと思いますが、具体的な事業について始めると、すべての施策について具体的な事業を見なければいけなくなるため、改めてお願いしたいと思います。

【事務局】

土居委員から提案いただきましてありがとうございます。会長のお話のとおり、個別具体的な案件になりますので、今回提案頂いたことは私どもの方から所管課の方にお話しさせていただきたいと思います。この審議会ですべてをやる、やらないを決めるのは会長が言われたようにそれは少し難しいことだと思います。政策になりますので市としてどのように対応していくかということになりますので、御提案は御提案として大変ありがたいです。私共の方から責任を持って所管課の方にお話はさせていただきますので、もし土居委員が直接お話をしたいということであれば、そのあたりの紹介をさせていただくことは考えますので、本日の会議の中では御提案ということで承りたいと思います。よろしく申し上げます。

【松脇会長】

ありがとうございました。御質問や御意見よろしく申し上げます。

【土居委員】

今、言っていた点で私には理解ができていない点がございます。計画をするうえで低年齢層に偏っている子育て施策に対して、具体案を提示して、こういった視点が足りないのではないかと指摘したのですが、忌憚のない意見を言っていたきたいという中で、忌憚のない意見を言ったらそれは具体的だから違うというのは、私は承服しかねます。

【松脇会長】

限られた時間の中、今回はプラン改定の話をする中で、ショートステイについてのお話をどう思いますかということをしていただくと、結論の話になると難しいと思ってお話しさせていただきました。御提案としてお聞きすることは、とても良いことだと思いますが、この時点でプランの中に具体的に入れたらどうですかという話になっていくと、お答えできなくなってしまいますので、部長が言われたように御意見としてお聞きさせていただきますということです。御意見は聞きますが、ここで討論はできませんということです。

【土居委員】

いち委員の提案として、この場で発言することに対して、それは違いますと言われると、こちらとしても発言について気を使わなければいけなくなります。

【松脇会長】

発言が違いますということではなく、討論はできませんということです。

【土居委員】

討論は別にしていただかなくて結構です。

【松脇会長】

では次の意見をおっしゃっていただいて結構です。

【土居委員】

資料1の36ページの「Ⅱ-4-(1)男女がともに活躍できる職場環境づくり」の中で、私はあくまでも市民の代表として意見を言わせていただきますと、私が仕事をしていた時に女性が特別休暇として生理休暇を申請されてそれは当然の権利としてすべて承認されていました。やはりある方々の意見だと、それは恵まれていたと思う、むしろそういったことはなかなか取りづらい現実もあるということも聞いております。そういった部分での職場への配慮を求めるようなことも記載をしていった方が良いのではないのでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。生理休暇のお話が出ました。また育児休暇等、色々な休暇制度があります。やはり職場によっては、取得しづらいという雰囲気はあったりすると思います。男女共同参画社会実現に向けては、1つの壁、弊害となっていると思っています。私どもも市役所という事業所として、職員のワーク・ライフ・バランスを保つための1つの取り組みとして管理職が職場の職員に対してのケアに意識を持って宣言させていただき、「イクボス宣言」という事業をやらせていただきました。その取り組みについて、まずは私ども事業所からやるべきだということで取り組んでいます。今年度以降、各事業所の方にも趣旨を御理解いただいた上で進めていただきたいと思いますから、事業を継続させていただいております。色々な分野にまたがってまいりますので、考え方につきましてはこちらとしても共有していこうと思っています。表現の仕方は色々検討させていただきたいと思います。

貴重な御意見ありがとうございました。

【松協会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【西條委員】

1点目ですが、土居委員の先程の御提案ですが、私は大変興味深く聞かせていただきました。学校現場では実際そのような事例があり、子どもが小中学生であっても家に残して、保護者の方が家を空けて夜を明かす、泊りの出張などに直面します。そういったところのサポートのことが「方針Ⅱ-3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」のところの視点が全体的な印象としてはないなということをも自分も感じていました。本校でもそういった事例があった時に市のどこを頼ったらいいのかわかりませんでした。是非、各担当課で具体的な施策を考える時にはその視点を持って検討していただけるとありがたいと思いました。

2点目ですが、29ページの数値目標にもあるNo.10の男女混合名簿の活用についてですが、令和4年度で10校が採用で、残りの2校も今年度中に変えるか変えないか検討は以前から進めていますので、早々と数値としてはクリアするのではないかと思います。新しいプランのこのページではこの指標しか載っていないということもありますので、この数値目標が本当にふさわしいのかなと思いました。

【事務局】

ありがとうございました。1点目の土居委員の提案についてですが、あらゆる方の男女共同参画社会の実現ということで、今回プランを改定しようという根本的な考え方を持っていますので、色々な人に対してのケア、視点というものが向いているかという部分の御指摘があったのではないかと考えております。ただ今すぐに具体的な政策という部分ではなかなか難しいと思います。しかしながらそういった視点にも目を向けるべきではないかという委員からの御指摘があり、その具体的な施策の1つの例として、今回ショートステイ里親制度の御提案があったということについては、先程部長が申し上げたように担当課には伝えて、そういった視点ももらさず今後ともやってもらいたいという意見があったということはお伝えしたいと思っています。ありがとうございました。

あと、成果目標の点でごく近い将来で達成できるものがあるという御提案でした。10年の計画ということでもありますので、一度持ち帰って再度検討させていただきたいと思います。

【松協会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【宇賀神委員】

32ページのNo.18の指標に、市職員の人材育成のための研修を受けた人数とありますが、人数の管理よりも受講率にするとか、2年間受けていない人をなくすなどの管理指標にした方がいいのではないかと思います。

【事務局】

御意見ありがとうございました。より効果のある指標にするべきだという御指摘だったと思います。研修も職責に対応したものになると思いますので、その点は人事課にも相談していきたいと思います、

【土居委員】

33 ページのNo.22 の「PTA 活動への参加促進」についてです。今現在、PTA 活動の見直しをされているということも聞いています。私が前回申し上げたのはエントリー制にしてはどうかということをお知らせいただきました。そういった観点も含めて書いてくださっているのかお聞きしたいと思います。

【事務局】

PTA 活動については、設立当時の環境と、環境がかなり進んでいます。保護者の方が今までの PTA 活動に参画するということなかなか難しくなっています。ただ PTA の枠組みというものは基本的に変わらない形でやっています。そういった歪みで PTA 活動が難しくなっているという現状があります。今までの内容をそのまま維持するには、今の保護者の状況について参画ができないということでもあります。ただ PTA そのものは学校経営に保護者の方の御意見を取り入れるひとつの重要な機関として、必要性についてはもちろん保護者の方も必要であると思っています。ただ継続的に活動するには、難しい環境ということもありますので、土居委員がおっしゃられたエントリー制もそうですし、今までやった事業内容をもう少し見直していく、あるいは他の方法も含めて特定の保護者の方が関わるといってではなく、皆さんの意見が集約できるような新たな活動がこういった形でできるかという視点で書かせていただいておりますので、色々な選択肢があるのではないかと思います。どうしても保護者の方のメンバーが卒業とともに変わっていく制度でもありますので、なかなかその時の熱意ある委員の皆さんの提案を継続的に続けられるかという観点ではなかなか難しい部分もございます。委員の皆さんが集まっても継続できるという部分ではエントリー制度も含めて色々な選択肢があるという視点で書かせていただいております。

【土居委員】

前回申し上げた趣旨の根底には現在の PTA 活動は、「男は会社」「女は家庭」という前提があり、PTA は平日の昼間に役割や活動が来たりして、結果的に女性の役割になっているということがあるのではないかと思います。間接的には女性の活躍、仕事を継続することなどを阻害しています。以前は専業主婦が多かったが、現在は共働き世帯が多くなっています。共働きになった時に全員が昼間に PTA 活動してもらおうというのは時代に即さないのではないかと思います。そういう気持ちもベースに合って、解決策の 1 つとして「エントリー制度」を御紹介したという経緯がございます。実際に名古屋市の方でもかなり PTA 活動が見直されており、私はその資料も取り寄せています。その中にエントリー制のことも書かれています。今ここで議論をしていただくために言っているのではなく、御紹介をしています。皆さんに知っていただいた上で、さらにみよし市を良くするためにはどうしたらいいのかということで話しています。その点はどうか御理解いただきたいと思います。従来の専業主婦という概念から生まれたような制度は変えていかなければならないと思います。そのひとつに PTA

の活動もあると思いますので、そういうことの御認識をいただければと思います。

【松脇会長】

ありがとうございました。もしよろしければ、御発言をされていない方をお願いしてもよろしいでしょうか。小野田委員いかがでしょうか。

【小野田委員】

初めての会議であまりよくわかっていないです。資料を読んでもあまりしっくりこないというか、本当に申し訳ないのですが、趣旨がまだあまり頭に入っていないです。

【松脇会長】

ありがとうございました。宮代委員いかがでしょうか。

【宮代委員】

私は前からずっと思っていたことは、すでに皆さまが言うてくださって逆に嬉しかったです。特に目標値について、望んでいる成果の目標値が欲しいと思います。ただ何回もやった、何人も受けたというような自慢ができるものは意味がないような気がします。望ましい「成果」を指標として挙げるのがいいのではないかと思います。また、ショートステイの方もここで議論するのがふさわしいかどうかはわかりませんが、私たちは集まってこのプランについての話し合いは、どこにミスがあるということよりもみよし市にとってみよし市を良くするためにどのようなものが必要で、どのようなものが不要なのか、それを考えてやっていきたいと思うので、非常に重要な提案だと思います。私も子育ては終わっていますが子どもが小さい時にこの制度があったらどれだけうれしかったかと思っておりますので、このプランの中に入れるべきであれば、それも考えるべきではないかと思っております。

【松脇会長】

ありがとうございました。土居委員の意見に私はすごく賛成です。本当に大事だと思っておりますが、ちょっとここでは時間がとれないので言わせていただきました。目標値に関しては宮代委員がおっしゃったようにおかしな目標値がいっぱいあるということを事前に事務局の方に伝えてあります。それをおっしゃっていただけて変えていただければと思います。湊委員いかがでしょうか。

【湊委員】

私も以前からこの委員を務めさせていただいているので、宮代委員の御意見はその通りだと思いますが、当初に比べれば相当良くなっていると思います。ただ足りないところはたくさんあるというのが正直なところですね。具体的な数値目標のところでは、会長の方から既に御指摘があるのかもしれませんが、若干違和感を感じたところを言わせていただきます。30ページのNo.14の「男女共同参画に関する視聴覚資料の購入数」が10年後に1本増えるだけです。これが果たしてこれいいのかどうか。それから46ページのNo.69の「生活関連情報や市政情報を多言語により掲載」の現状が実施の目標値が拡充になっています。拡充すればいいのか、それでもいいとは思いますが、あと45ページのNo.68の「差別解消法の相談件数」は今が0件ですが、10年後は1件を

目指そうということですが、本当にそれで何が変わるのかなと思います。本当に良くなるのかどうかあやしい感じがする目標値の設定なので、このあたりは見直してもいいのではないかと思います。それから土居委員が言われた施策ですが、非常にいいと思っています。市長も変わられたことすし、他市に負けないようなみよし市を目指すということは色々なところで進めていただければと思います。

【松脇会長】

ありがとうございます。おっしゃっていただいたように目標値についてはあやしいところがいっぱいあるので、また改善いただければと思います。小嶋委員いかがでしょうか。

【小嶋委員】

私も今年から参加させていただきましたけど、一般の人ができるような行動等の内容もあれば、理想を描いているようなものも結構あると感じました。皆さんの意見を聞かせていただいていますけど、数値目標にしてもそうですけど、色々な内容で少しずつでも構わないので一般の市民が実現できそうなことから順番に進めていければいいなと思います。

【野口委員】

私の認識が違ったら申し訳ないのですが、みよし市でもショートステイとは言わずともボランティアで預かる制度はあったと思いますけど、いかがでしょうか。

【事務局】

預かるという制度については、時間帯や対象によって色々ですが、預かるということからいけば地元の行政区の中でも、例えば、夏休みに小学校の子どもたちを中学校の子どもたちが学習指導をしてみたかどうかという草の根的な活動で子どもたちの面倒をみている活動をやっているところもあります。預かるという部分では色々な視点で色々な形で行われているという印象です。市民活動をしている団体の方々は、自分たちは男女共同参画というものを推進しているという意識はあまりなく、ただ自分たちのやりたいことをやっているということをお話されている方がいます。色々お話をすると、活動したいという方は男性でも女性でもよく縛りはなく、年齢も関係なく、自分が家からちょっと外に出たいと思った時に、そういう活動をやってもいいということが、その人にとってみれば社会参画の1つの一員になっているので、市民活動を行っているということは、男女共同参画社会にもつながっているということもお話しされてきました。もちろん男性が育児にちょっとという考えを持っていらっしゃる方は現にいらっしゃいます。ただ地域に足を運ばさせていただくと、子どもたちの面倒をみてあげている、自分のキャリアを活かしてお話をしてみたいなど、関わりたいという男性の方もたくさんいらっしゃいます。そういう意味では男女共同参画社会の一員として女性の社会進出にもしかしたら預かるというところに、そういった方々が参画していただければ、そういった方々も男女共同参画の推進者にもなりうると思います。固定的な役割分担意識はすごくあるのですが、子どもに関しては垣根なく、協力してもいいという方もいらっしゃるの、自分がやりたい

活動がそこにつながっているということを後で知っていただければいいのではないかと考えています。そういったところで33ページのNo.23になりますが、こちらがそのような趣旨で他課にはまたがりますが、教育委員会も含めて展開をし始めているところがあります。性の役割分担もそうですが男女共同参画が大事だということは、年齢層に応じて啓発すべき世代もありますし、逆に今からこれを理解していただくというよりは違う観点で関わっていただくことで、男女共同参画社会のプレイヤーになっていただくことも1つやり方としてあるのではないかという思いで書いてはいます。ただ表現的には弱いところがあったりするところはあると思うので、そのあたりは施策を進める中で成果目標に出していくことで、最終的な数値目標に反映させていければと思います。まず原点である指標の中に、もう少し先程違和感を感じるころから宮代委員がおっしゃられた本質的な目標値が載せられるような、また土居委員がおっしゃられた思いなどを各担当課に伝えて進めて行ければいいかなと、本日委員の皆様からお話しいただいて感じました。

【松脇会長】

今日は方向性を決めて、先程のショートステイのことではないですが、今後、具体的な話を進められるのが今後10年間の目標になるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

ここに書かれていることというのは、会長がおっしゃられたように具体的な内容をすべて記載していくともものすごい量になってしまうので、計画にはあくまでも考え方を記載させてもらい、そこから派生する施策に反映させるようにするための1つの考え方をまとめさせていただいております。指標に関してはまだ不十分なところもございますので、それはもう少ししっかりと意識の改革につながるような指標になるような部分を各計画毎に見直し、チェックさせていただく中で、担当課とヒアリングをしていきたいと思っています。

【松脇会長】

来年度以降続く参画の中で、具体的な施策がきちんとあげていただける方向になるという理解でよろしかったですか。来年度以降が見えないという話があって、土居委員の意見も繋がっていると思います。次回の会議以降できちんと具体的な案が出るのであれば、話し合いの場があると思いますが、これ以降はどうなのですか。これで終わってしまうのですか。

【事務局】

今後については、パブリックコメントもしたいと考えております。市民の皆さまにという思いもありますが、先程目標値などで御指摘があったところについては、御意見いただきましたので、それを担当課と調整させていただいて何か考え方の表現に具体的な視点を盛り込めるか、あるいはもっと一番委員さんが望んでいらっしゃるころでは、こういうことをやりますということがもし書けるのであればいいのですが、それはやはり予算の関係もありますので、書けること、書けないことあると思います。これは単年度の目標ではありませんので、そ

ういった広い視野に立って何か個別ではなく、そういった考え方の中にもう少し見落としているのではないかという視点が書けるかどうかとかという話はしてみたいと思っています。書けるかどうかということをごここで大丈夫ですということはお伝えできないところがあります。

【松脇会長】

パブリックコメントをして、この会での話も出て、具体案につながれば本当にいい計画になっていくとは思いますが、ちょっと曖昧なので将来的にこういうことをやりますというようにしていただくといいと思います。10年後の目標が曖昧なのは読んでいておかしいと思います。

【事務局】

男女共同参画プランにつきましては、基本的には個別事業をやる、やらないということ載せる考えはございません。基本的に市の目指す方向を決めて、そちらに対してこういった考え方でやっていきますというものになります。個別事業につきましては、毎年予算編成が進む中、向こう3年間の実施計画と言いまして、その中で個別の事業を行っていきます。先程土居委員から御提案いただきましたことに関しましても、当然お金もかかってくることになりますので、まず市としてこの事業をやっていくのかどうするかという検討から始める必要があると思います。具体的な検討につきましては、先程申しましたように所管部の方で検討したいと思います。この会議は来年度以降も運営することになります、プランを作った後に進行管理を行っていただく予定をしております。その中で具体的にこういった事業で予算化しましたというような報告ができるのではないかと考えています。その段階では個別の事業についての実績等についてもお話ができると思いますので、よろしくお願ひします。

【土居委員】

私が意見として言わせていただいたショートステイ里親制度ですが、3人の委員から御賛同やありがたい意見をいただきましたことは、私にとって大変喜びでございます。今、御説明があったのですが、もう一つ懸念しているのが、これが単なる承認会議では困るわけです。冒頭にあったように条例に規定されていますから計画案を作りましたので、審議会を開きました。審議会を開いたという事実ということで基本的に承認を受けましたというのは、やっつけ仕事の発想です。せっかくここで前向きな意見が出てきても部局でやっていただく、それが10年後に実現するのであれば全然遅いわけです。それともう1つ考える上で抽象的なことを書かれていて、皆さんが具体的にこれがいいのかどうかという判断するのに具体策としてこんなのがあった方がいいとか、そういったものもまだ決めかねているにせよ、話をあげた方が皆さん考えやすいと思います。先程、野口委員から日を跨いだ子育て支援があるのかどうかという御質問がありました。見えないからあのような質問が出るわけです。そういったものもやっています、やっていませんということも判断できていくと、今後こういったことを政策に入れていただくありがたいという意見につながっていくわけです。審議会を開きましたという事実を作るためにこの会があるというようには私は思いたくないし、そういったものでは悲しいと思います。私が発言したのは前回も今回も同様です。みよし市が好きだからより

良くしたい、より住みよい町にしたいのです。より人が集まる町にしたいと思うから、こういったことをしてはどうでしょうかということ色々な具体的なお話をさせていただいています。具体的な話をした方が皆さんイメージがつかみやすいと思います。ですからあえて先程私が言った直後に議長さんからこの場にふさわしくないとと言われてしまいましたが、そういった狭い見ではなくて、そういったことを皆さんで考える、共有できるような場であって最終的には計画の中に落とし込まれていくと実現にスピード感を持ってしていくこととなります。これは審議会ですから当然これは市長にお話しされるわけですね。ここで私が申し上げたような意見も伝えていただければありがたいと思います。関係部局でもんだ上であげるのであればタイムテーブル的には遅いような気がします。先程、会長が今後どう進めるのかという点は気になりますので、今後の進め方や今後どのように政策に落とし込み、実際に現実のものになっていくのかという部分もお話ししていただくとありがたいと思います。それと私が議長の話を誤解したかもしれませんが、議論してもらいたいからではなく、他市でこんないいことがあるのでうちでもやってみませんかということをお願いがために今回資料を用意いたしました。その中で皆さんから賛同いただけたことは大変ありがたかったし、最初に議長から窘められた時にはそういったことを言うてはいけないのではないかと思います。今、御賛同いただいた結果を思い浮かべれば大いに発言すべきであったと思います。今後、会議の運営におきましても意見を述べることを躊躇するようなことを言うていただきたくないと思います。

【松協会長】

とても怒られてしまいましたが、流れとしては今日の流れがありましたので、議長としては自分の意見を抑えてお伝えするしかなかったわけですね。ですから御発言することは構いませんが、議論はできませんとお伝えしただけです。まだ御意見ありましたらよろしく願います。

【宇賀神委員】

土居委員の意見を聞いていて、土居委員が言うのは具体的なテーマですね。施策の中に落としてほしいとお願いをしていますよね。ただ今ここで印刷して、パブリックコメントをしようとする時期にこれを全部直すと色々と辻褄が合わないところが出てきて、間に合わなくなります。来年度の計画を立てる時に具体的に文言として入れてほしいとおさめればいいのではないかと思います。HP 見ていたら市長に手紙を書くことができるのではないのでしょうか。

【土居委員】

宇賀神委員から具体的なことは市長に言えばいいのではないかと御指摘ですが、HP 上から直接書けることは知っています。私は市長に伝えたかったわけではなく、他の委員にこういったことがあるということをお共有していただいて、今後の意見の御参考にしていただきたいと思ってお伝えしました。

【宇賀神委員】

わかりました。

【宮代委員】

1つだけ気になるのは、先程御説明の中でこのプランはあくまでも方向性を設定するという位置づけだったと思います。そうしますと普通だったら、方向性の下に具体的な長期的なプランがあり、その下に毎年のプランがあり、それが全部繋がってあります。でもそれが見えないです。繋がりを私たちが見えないのであれば、一般市民も見えないと思います。副会長さんが言われたように理想的なことはきれいな言葉で書いてありますが、それで終わっちゃうのはどうかと思います。方向性をつけるのは重要ですが、それに繋がる具体的なところを市民に伝えることが必要だと思います。

【松脇会長】

おっしゃる通りだと思います。ですから今後どう進めていくのですかという質問につながっていくので、何回も言って申し訳ないのですが、今日の趣旨は方向性を決めるということでしたので、それ以上突っ込むのは止めようと思って、今日はここに来ています。これ以降は事務局の方がどうお考えか、具体的な数値は載せてこないというお話でしたが、各課に落とし込んでどのようになっていくかというのをもっと具体的に見せていただけると、宮代委員がおっしゃったように市民の方もわかりやすうのではないかと個人的には思っています。

【事務局】

ありがとうございます。今、宮代委員からお話がありましたように、男女共同参画プランが10年の計画ということで、先程言わせていただきましたが、基本的な方向性や進め方を載せていただいているというところもあります。また、個別のプランということになりますと、今日出ましたショートステイ里親制度を個別のプランという考え方でいくと、やはり子育ての面で定めていくべきだということがあります。男女共同参画の視点から見た保育施策の充実等もそうですが、男女共同参画と言いますと非常に幅が広い計画になりますので、色々なプランとかぶってきますので、個別事業に関しましてはそれぞれの載せるべきプランのところで具体的な施策については載せていくべきものと考えています。それぞれの市でもたくさんの計画があり、私もすべての計画を把握しているわけでもありません。提案いただいたものをどのプランにいつの改定でということも承知しておりませんのでお答えできなくて申し訳ないのですが、それぞれ色々なプランがあり、その中で具体的な計画は載せていくべきものと考えています。先程申し上げましたようにそれを実際に具体的に行っていく際には予算化していくこと、その前段階として向こう3年間の実施計画というものも作っていますので、その中で具体化していくことになると思いますので、御理解いただければと思います。

【宮代委員】

私が言いたかったのは、方向性と具体的な施策とのつながりが見えないということだけです。

【事務局】

市の計画の中で、一番基本となるものは総合計画になります。現在、

後期基本計画を策定しているところであり、すべての計画は基本的に総合計画とリンクしております。したがって男女共同参画プランを策定した後にこの計画の下にくる計画を作っていく考えはありません。あくまでも先程から申し上げますように男女共同参画を進めるために、このプランに基づいて考え方を定めまして進めていくというものはありますが、非常に幅の広い計画ではありますので、例えば、子育てのことも書いてあったり、様々な分野が男女共同参画という考え方の中には入ってまいります。それをそれぞれこのプランの下に全部作っていくということは、他の計画、もう少し狭い分野で先程申し上げたように子育ての関係の計画もございますので、そういった分野の計画に載せていくことによって、その計画に沿って個別の事業については進めていくというような考え方をしていますので、御理解いただければと思います。

【土居委員】

一言で言うならわかりにくいということをおっしゃっていると思います。総務部長さんは具体的な案を示すものではないと、今後は各部局で具体策を実施していくと言われました。ただ根本に戻りますが、この計画に対して審議するという意味は何でしょうか。各委員が考えていること、質問をぶつけて、こういうことを入れてくださいというのも意見ですし、わかりにくいということも意見だと思います。色々な方がいて言葉遊びをしているように聞こえます。今日は長くお話しいただきましたが、一言で言えば具体的には考えていないということですから、今後、宮代委員から御指摘があったようなもう少しわかりやすくするという点においては、私が具体策を言ったら、こんなところで発言すべきではないとか、これは関係部局に言ってくれというような、突っぱねたような意見があったということは非常に残念です。私が市長から委嘱されて市民委員として選ばれ、私はその過程で男女共同参画に関するレポートを出しています。その結果、私は市長さんに選ばれたと思っていますので、その立場で私はここではあくまで自由に意見が言える、具体策も申し上げてもいい場所だと思っています。具体策を申し上げなければ、そういうことが入っているかどうか、方向性などもつかめない方もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。具体策を申し上げたことは一石を投じたのではないかと思います。先程議長さんからこれはあくまでも方針を載せただけで、具体策に落とし込むかどうかの進め方に御質問があったことについては、具体策は示さないということならば、今後私たちは何をもとに判断していけばいいのかということも疑問に思いましたという感想です。わかりにくさという点も是非考慮していただき、今後、この審議を有益なものにしていただきたいと思います。事務局の方に是非要望したいと思います。

【事務局】

御意見ありがとうございます。決して私どももこれを事実づくりの場にしようというつもりで開催はしておりません。土居委員が言われたように意見を頂くことはありがたいと思っています。何も意見をおっしゃってほしくないということは申し上げたことはございません。その中で私が申し上げたのは、具体的な施策をやる、やらないというのは男女共同参画審議会の中で決められることではないと私は思っています。意見を頂いた上でそれを市の方が施策としてやっていくかどうか

かということ、もちろん頂いた意見は重要視させていただいて、検討もしていきます。もしかしらこの施策もやっていくことになるかもしれませんが。それを今この場で決めることはできませんと私は申し上げたつもりではありますが、その意見をこの場で多くの方が賛同していただきましたので、そういったことも含めまして私どもとしては担当や市長にも今日の会議の経過として報告させていただきます。そういうことを前提にして今回の男女共同参画プランにつきまして、確かにつながりがわかりにくいという御指摘については、私どももよくわかりました。そこについてどうしていくのかということについては、私もまだこうするという答えを持っていませんので、お答えすることはできませんが、ただし先程の繰り返しになりますが、男女共同参画プランの内容について、これの個別の具体的な施策について、また改めてこのプランの中に示していくということについては、今現在私の中ではそれは難しいと思っています。御意見としてうかがいましたので、内部で検討させていただきますが、こういったことができるかということについては、一度考えたいと思いますのでよろしく願いいたします。

【松協会長】

ありがとうございます。事務局から御連絡がありましたらお願いします。

3 その他

パブリックコメントについて

【事務局】

本日、委員の皆さまからいただいた意見を次期プラン案に反映させたものを、市のホームページやみよし情報プラザで公表し、市民の皆さまからの意見をいただく「パブリックコメント」の募集を実施します。実施期間は、令和5年11月27日から12月26日までの1か月を予定しております。

次回の審議会で、パブリックコメントの結果を含めた最終原稿案について御審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

【松協会長】

これにて、本日の議長職を降りたいと思っておりますので、この後は事務局にお願いしたいと思います。

【事務局】

委員の皆様、本日は貴重な御意見、ありがとうございます。数多くいただいた御意見は持ち帰らせていただいて、少しでもプランが前進したと感じていただけるようなプランにしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次回の審議会の開催日につきましては、令和6年1月下旬～2月上旬を予定しております。

委員の皆様には引き続き審議をいただくとともに、今後もみよし市の男女共同参画行政に御理解・御協力賜りますようお願い申し上げます。以上をもちまして、令和5(2023)年度第2回みよし市男女共同参画審議会を終了いたします。

	<p>皆さま、ご起立ください。 一同、礼。</p>
--	-------------------------------

【委員一同】
《一同、礼》

ありがとうございました。